

令和5年度

講演会等開催 支援事業

助成金
最大

5万円
補助対象経費の
2分の1

講演会等開催支援事業は、原子爆弾の惨状を広く住民に伝え、戦争の悲惨さをより深く理解してもらうため、会員自治体を実施する平和事業に講師を招へいする際の、経費の一部を助成します。

対象事業 ※次の①～④のすべてを満たすこと

- ① 会員自治体が令和5年度に主催する平和啓発を目的とした事業であること（※実行委員会形式で実施する場合、会員自治体が事務局を担っていること）
- ② 講師を招き、被爆・戦争体験の継承や平和啓発のための講演が行われていること
- ③ 同一または近隣の会場で、巡回原爆展セット・ミニミニ原爆展ポスター、平和と学びポスター、その他被爆写真等を活用した原爆展が開催されていること
- ④ 1回の事業において、一般住民100人以上の参加が見込まれること

募集期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

助成自治体数

15自治体程度

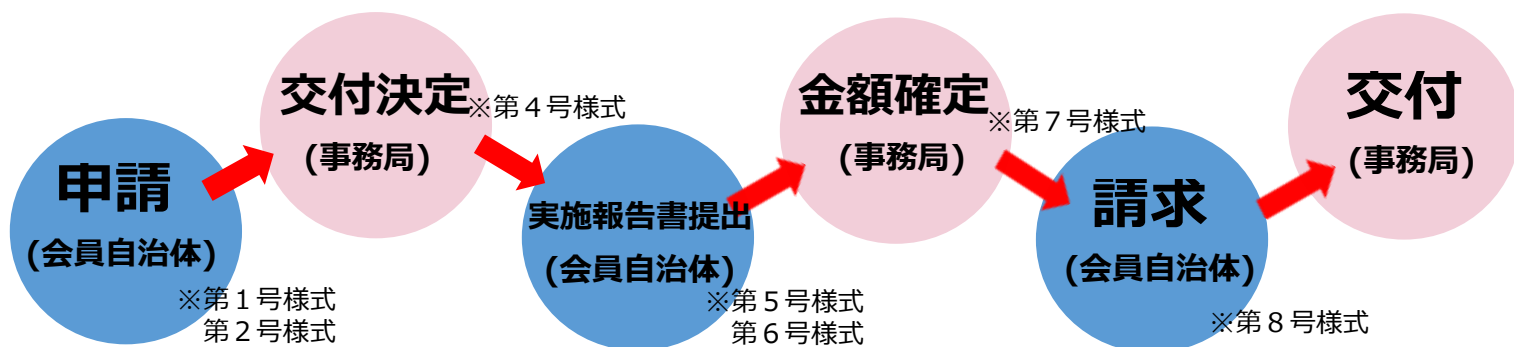
助成対象経費

- ① 講師謝礼金
- ② 講師旅費
- ③ ①～②に付随する委託料

助成限度額

助成対象経費の2分の1の範囲内とし、5万円を限度額とする

補助金の申請手続



【申請】

申請者は、次の書類を事務局へ提出すること

- ア 講演会等開催支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- イ 講演会等経費支出明細書（見込）（第2号様式）
- ウ その他、企画書、チラシ、パンフレット等、事業の概要が分かる資料

※事業の内容に変更が生じた場合

- ア 講演会等開催支援事業助成金交付変更申請書（第3号様式）
- イ その他、企画書、チラシ、パンフレット等、変更後の事業の概要が分かる資料

【実施報告】

申請者は、事業終了後、すみやかに次の書類を事務局へ提出すること

- ア 講演会等開催報告書（第5号様式）
- イ 講演会等経費支出明細書（決算）（第6号様式）
- ウ 写真、事業報告等、事業の開催状況が分かる資料

※事業終了後に申請する場合は、申請と同時に第5号様式及び第6号様式を提出すること

【請求】

申請者は、助成金確定の通知を受けた後、次の書類により助成金を請求する

- ア 講演会等開催支援事業助成金交付請求書（第8号様式）

※助成金は、実施内容等の確認後、第8号様式により指定された口座に振り込むこととする

その他

- ・助成の決定は予算の範囲内で申請の先着順とする
- ・1 会員自治体への助成は、1 会計年度あたり1 回とする

【お問い合わせ】

〒852-8117 長崎市平野町7-8 日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課)
TEL:095-844-9923/FAX:095-846-5170/E-Mail:info@nucfreejapan.com